

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年6月21日

札幌市長 秋元 克広



記

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アリオ札幌
 所在地 札幌市東区北7条東9丁目384-13他
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名
 名称 株式会社イトーヨーカ堂
 住所 東京都千代田区二番町8番地8
 代表者 代表取締役 山本 哲也
- (3) 変更しようとする事項

	変更前	変更後
ア 大規模小売店舗の店舗面積の合計	40,450m ²	37,486m ²
イ 駐車場の位置及び収容台数	2,670台	2,264台
ウ 駐輪場の位置及び収容台数	駐輪場No. 1～5 593台	駐輪場No. 1～4 593台
エ 荷さばき施設の位置及び面積	714m ²	591m ²
オ 廃棄物等の保管施設の位置及び面積	238.07m ²	200.55m ²
カ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	出口 No. 1 出入口No. 2 出入口No. 3 出入口No. 4 入口 No. 5 入口 No. 6	出口 No. 1 出入口No. 2 出入口No. 3 入口 No. 4 入口 No. 5

- (4) 変更する年月日
 令和7年2月8日
- (5) 変更する理由
 商業施設棟②、第二立体駐車場棟の解体に伴う営業計画変更のため。

2 届出年月日 令和6年6月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

縦覧期間 令和6年6月21日～令和6年10月21日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和6年10月21日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。